

官庁営繕事業に関連する新規事業採択時評価実施要領
及び評価手法

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る

新規事業採択時評価実施要領 1

官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法 6

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領

第1 目的

国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項に規定する公共事業費に係る事業であって、国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業のうち、原則として、以下の事業を除く全ての事業とする。

- ・ 維持・管理に係る事業
- ・ 災害復旧に係る事業
- ・ 試験研究機関の施設・設備等他の評価手法が確立し、かつ、実施されているものに係る事業
- ・ 条約等国際間の取決めに基づき実施される事業
- ・ 極少額の事業（5,000万円以下の事業）
- ・ 調査に係る事業

なお、対象とする事業の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 評価を実施する事業

事業費を予算化しようとする事業について評価を実施するものとする。

第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関（以下「本

省等」という。)とする。

(2) 評価の実施時期は、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。

(3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

①1) 直轄事業(本省等が行うものに限る。) 本省等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、当該事業の予算化について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。

2) 直轄事業(本省等が行うものを除く。) 地方支分部局等は、データ収集等を行い、評価を受けるために必要な資料(以下「評価に係る資料」という。)を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、当該事業の予算化について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。

②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、新規事業化要求等を行う。本省等は、当該事業の予算化等について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。

2) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業に限る。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに(間接補助事業の場合については、地方公共団体と十分な調整を図るものとする。)、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

③ 補助事業等 地方公共団体、地方公社又は民間事業者等(国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。)は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存

所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。）は、1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所ですべての予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

また、地方支分部局等、独立行政法人等、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

3 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

- ① 1(1)の規定については、「本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関（以下「本省等」という。）」を「地方支分部局等」と読み替えるものとする。
- ② 1(3)の規定については、以下のとおりとする。
 - 1) 1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1(3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。
 - 2) 1)の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針を本省等に送付するものとする。
- ③ 2の規定については、「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。）」を「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。）及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 評価の手法

1 評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1(1)に定める評価手法研究委員会をいう。）等第三者の意見を聴くものとする。
- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。
- (4) 評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 評価手法の改善

所管部局等は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）において、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

第6 その他

1 評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

2 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

3 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの新規採択時評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第7 施行

- 1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領（平成21年12月24日改定）」は、廃止する。

官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法

1. 評価の方針

新規事業の採択に当たっては、事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果の3つの視点からそれぞれ評価するものとする。

2. 評価の手法

事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果に関する評価の手法は、以下のとおりとする。

- (1) 事業計画の必要性については、別紙1の「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出する。
- (2) 事業計画の合理性については、別紙2の「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出する。
- (3) 事業計画の効果については「業務を行うための基本機能（B1）」と「施策に基づく付加機能（B2）」の2つの視点から評価を行う。「業務を行うための基本機能（B1）」は、別紙3-1の「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」により、「事業計画の効果（B1）に関する評点」を算出する。「施策に基づく付加機能（B2）」は、別紙3-2により採用する各施策の評価を行う。

3. 採択の要件

事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果について、以下の(1)～(3)を全て満たすことを要件とする。

- (1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること
- (2) 事業計画の合理性に関する評点が100点であること
- (3) 事業計画の効果（B1）に関する評点が100点以上であること

また、事業計画の効果（B2）に関する評点については、各施策の評価結果が事業の特

性に合致しているか確認し、合致していない場合は事業計画の見直しを行う。

4. 施行

本手法は、平成20年4月1日から施行する。

なお、本手法の施行に伴い、「官庁営繕事業に係る新規採択時評価手法」（平成15年12月5日 国営計第141号）は廃止する。

事業計画の必要性に関する評価指標

1. 計画理由が2以上の時は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点を10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とする。
2. 合同庁舎計画、特々計画に基づくものには、1.で算出した事業計画の必要性の評点をそれぞれ10点を加算したものを事業計画の必要性の評点とする。

●建替等の場合

計画理由	内容	評点	100							備考		
			保安度2.500以下	90	80	70	60	50	40			
老朽	木造		60%以下	同左	70%以下	80%以下	同左	80%以下	同	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造		60%以下	同左	70%以下	80%以下	同左	80%以下	同	5,000以下	6,000以下	
狭あい	庁舎面積		面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で構築が不可能な場合のみ、新築の主要理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退が必要なもの							期限付き立退要求のもの		
分散	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合											
	事務能率低下、連絡困難											相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		区画整理等施行中で早く立退か少ないと妨害となるもの									同一敷地内に分散、業務上支障があるもの
	地域制上の不適		周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの									区画整理等が計画決定済であるもの
立地条件の不良	位置の不適											都市計画的にみて、地域性上支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの									位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの
施設の不備	必要施設の不備		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの									都市計画的にみて、地域性上支障のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの
	採光、換気不良											都市計画的にみて、地域性上支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの									位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの
	機構新設に伴う整備		整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの									地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点	100							備考		
			法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	90	80	70	60	50	40			
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの									
	新たな行政需要した整備		当該行政需要への対応が特に緊急を要する									当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい
機構新設	機構新設に伴う整備		整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの									整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの
												整備を行わない場合、業務上好ましくないもの

- (注) 1. 同一理由で2つ以上評点のある場合は、高い方の点を採用する。
 2. 各欄記載の事項は、一般的基準を示したものであり、当てはまりにくい場合は、基準と照合して適宜判断する。
 3. 保安度、防火度及び現存率は、官庁建物実態調査の結果による。
 4. 面積率は一般事務庁舎については別表により算出する。ただし、固有業務室がある場合には父母にその面積を加算する。

別表 面積率算定式

基準面積		1,500㎡以上	900㎡以上	300㎡以上	300㎡未満	摘要
面積率	RC,CB 造庁舎	$\frac{S}{7.4N+0.4N}$	$\frac{S}{7.4N \times 1.1+0.4N}$	$\frac{S}{7.4N \times 1.2+0.4N}$	$\frac{S}{7.4N \times 1.3+0.4N}$	S:現有延べ面積 N:換算人員
	木造庁舎	$\frac{S}{7.1N+0.4N}$	$\frac{S}{7.1N \times 1.1+0.4N}$	$\frac{S}{7.1N \times 1.2+0.4N}$	$\frac{S}{7.1N \times 1.3+0.4N}$	換算人員は、面積基 準(S35.4.8)による

事業計画の合理性に関する評価指標

事業計画の合理性は、下記の表により評点する。

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 <ul style="list-style-type: none">・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

1. 各項目毎の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を事業の効果の評点とする。

分類位置	項目	係数		1	0.9	0.8	0.7	0.5
		取得の見込	関係					
位置	取得済み、現地建替	1.1		国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全			自然条件が災害防止・環境保全上好		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保			周辺に道路・鉄道等が整備済み				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性			都市計画・土地利用計画・シックコア地区整備計画等に積極的に貢献	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
規模	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
	建築物の規模			業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
構造	敷地の規模			駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	駐車場の確保に支障がある			
		単独行舎、合同庁舎		単独行舎としての整備が適当			合同庁舎計画との調整が必要	合同庁舎計画としての整備が必要
	合同庁舎としての整備条件		合同庁舎としての整備条件が整っている					合同庁舎としての整備条件が整っていない
機能性等			適切な構造、機能として計画されている		適切な構造、機能として計画されていない			標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設に必要な機能等が満足されないおそれがある

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

下記の各分類ごとに評価を行う。

分類	評価項目			
		評価	取組状況	
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている	
		B	充実した取り組みが計画されている	
		C	一般的な取り組みが計画されている	
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている	
		B	充実した取り組みが計画されている	
		C	一般的な取り組みが計画されている	
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	A	高度なバリアフリー化が計画されている	
		A'	「望ましい」規定に基づく計画である	
		B	法令規定に基づく他、一部「望ましい」規定も付加した計画である	
		C	法令規定に基づく計画である	
	防災性	防災性	A	総合耐震計画基準に加え、充実した取組を実施している。
			B	総合耐震計画基準に加え、防災に配慮した取組がある。
C			総合耐震計画基準に基づいた取組が行われている。	